

2020 年 11 月 24 日

神戸市会議長 様

陳情者
神戸市中央区

神戸市北区

神戸市会議員に対する費用弁償廃止に関する陳情

陳情趣旨

神戸市会議員には「神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償、及び期末手当に関する条例」第4条により議員が本会議、常任委員会、特別委員会、市会運営委員会等に出席した日に議員の居住地の区分に応じて、日額 3,000 円、4,000 円、5,000 円の費用弁償が依然と支払われています。これは昭和 22 年の地方自治法の「議員が職務を行うために費用を必要とした時は、その費用を弁償する」の規定を踏襲しているものですが、費用の定義が明確でなく、現に公用車使用日の議長・副議長には支給がないことでも明らかなように市会登庁日の市庁舎への交通費だと考えるのが通説です。

この費用弁償が平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月の年間で議員合計 15,305,000 円が支出されましたが、我々の試算（公共交通手段での実額）では、3,110,560 円となり、差額の 12,194,440 円の税金が過分に支出されてきました。税金の無駄使いです。

更に、約 91%にあたる 61 名の議員は自家用車（バイク 4 人）を利用され、（議会駐車場利用登録者一覧表より）市が議員の駐車場代を年間約 100 万円負担しています。この自家用車利用者にも長年過大な費用弁償が支払われ、極めて不当な支出です。

市民にとって納得出来ない費用弁償は全国的に見直され、兵庫県、大阪市、近隣でも尼崎市、西宮市、明石市等は既に廃止されています。又、神戸の議員の中にも約 19%にあたる 13 名の方は受け取りを辞退されています。全国でもトップクラスの約 1600 万円の年間報酬（議会登庁 1 日当たりでは約 29 万円）を支給されている議員への費用弁償は、特に昨今のコロナ禍では市民（納税者）にとって理解し難いものです。よって、以下の事項について陳情します。

陳情事項

- 1、神戸市会議員に対する費用弁償の支給を、即廃止してください。